

あらゆるケガともしものために

傷害共済



健康で正常に就業し、または日常生活を営んでいる方が加入できます。

傷害共済

傷害共済は急激かつ偶然な外来による24時間の事故を保障します。
すべてのケガが対象となり治療開始日からお支払いします。

◎病気が原因の死亡、がん診断を保障するプランもご用意しています。

■ 保障内容

ケガの保障

傷害による死亡、高度障害共済金

1 傷害

ケガにより事故日から180日以内に死亡または高度障害となったとき。



2 交通事故・災害

交通事故や災害のケガにより事故日から180日以内に死亡または高度障害となったとき。



後遺障害共済金

3 傷害による後遺障害

傷害または交通事故・災害のケガにより事故日から180日以内に後遺障害状態となったとき。
※交通事故・災害の場合は2倍になります。



傷害(入院・通院)共済金

4 入院

傷害によりその直接の結果として入院したとき。



5 通院

傷害によりその直接の結果として平常の業務に従事すること、または平常の生活に支障が生じ通院したとき。



手術保障

傷害手術共済金

6 入院の間の手術

入院の間に病院または診療所において入院の原因となった傷害の治療を目的とした手術を受けたとき。



7 入院のない手術

入院をすることなく病院または診療所において傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき。

疾病死亡

疾病または傷害の死亡、高度障害

8 生命 死亡、高度障害となったとき。



がん保障

がん診断共済金

9 がん診断

初めて医師よりがんと診断されたとき。
※がん診断共済金の支払いは共済期間を通じて1回に限ります。



ここがうれしい

傷害共済の“あんしん”ポイント

- ケガによる入院・通院を1日目からお支払いします。
- 業務中はもちろん、日常のケガまで保障します。
- ライフスタイルに合わせて4つのプランからお選びいただけます。

			がん保障
	手術保障	疾病死亡	疾病死亡
ケガの保障	ケガの保障	ケガの保障	ケガの保障
B型 ベーシックプラン	W型 ワイドプラン	S型 シンプルプラン	L型 ラージプラン

■ 出資金

組合にご加入の際は出資1口(1,000円)をお預かりいたします。また、脱退される場合はお返しいたします。

※中小企業の事業者以外の方は員外利用者となりますので出資は必要ありません。

「安心」と「ゆとり」をお約束する

あらゆるケガの「もしも」をサポート!

B型

ベーシックプラン

共済掛金	傷害300万円	傷害400万円	傷害500万円
分割払(12回払)	880円	1,170円	1,460円

例えば

共済金のお支払い例

傷害300万円

歩行中に転倒して足を捻挫し、
通院期間30日間の傷害を負った場合

傷害通院共済金 1,800円 × 30日間 = 54,000円

共済金 54,000円

※傷害通院共済金はB、W、S、L型でお支払いします。

4つのプラン

傷害手術共済金をプラスした
充実のプラン

W型

ワイドプラン

共済掛金	傷害300万円	傷害400万円	傷害500万円
分割払(12回払)	910円	1,220円	1,520円

例えば

共済金のお支払い例

傷害300万円

地震による揺れで転倒して肋骨を骨折し、5日間の入院中に手術をした後、通院期間30日間の傷害を負った場合

傷害入院共済金 3,600円 × 5日間 = 18,000円
傷害通院共済金 1,800円 × 30日間 = 54,000円
傷害手術共済金 36,000円

共済金 108,000円

※傷害手術共済金はW型でのみ、お支払いします。
※B、S、L型では、傷害通院共済金、傷害入院共済金のみのお支払いです。

傷害と生命をまとめて保障

S型 シンプルプラン

共済掛金	傷害300万円	傷害400万円	傷害500万円
分割払(12回払)	2,300円	3,070円	3,840円

※傷害通院共済金の支払日数は、傷害を被った部位と症状によって規定された日数を限度とします。

傷害、生命にがん診断共済金をプラス

L型 ラージプラン

共済掛金	傷害300万円	傷害400万円	傷害500万円
分割払(12回払)	2,680円	3,440円	4,210円

全てのプランに自動でセット!!

交通傷害・災害保障特約

「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害(ケガ等)の場合は、1 傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、2 傷害後遺障害共済金が支払われる場合に追加して共済金をお支払いします。

詳しくは P3



天災危険保障特約

地震、噴火、津波、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害に対して、1~7の共済金をお支払いします。



共済掛金と共済金

B型・W型
ベーシックプラン ワイドプラン

傷害による死亡・入院・通院、傷害手術共済金をお支払いします。

	傷害による死亡・高度障害共済金		後遺障害共済金	傷害(入院・通院)共済金		傷害手術共済金		共済掛金分割払(12回払)	共済掛金一時払
	1 傷害	2 交通事故・災害	3 傷害による後遺障害*	4 入院(1日につき)	5 通院(1日につき)	6 入院の間の手術	7 入院のない手術		
B型 ベーシックプラン	300万円	300万円	12万円~300万円	3,600円	1,800円	—	—	880円	10,560円
	400万円	400万円	16万円~400万円	4,800円	2,400円	—	—	1,170円	14,040円
	500万円	500万円	20万円~500万円	6,000円	3,000円	—	—	1,460円	17,520円
W型 ワイドプラン	300万円	300万円	12万円~300万円	3,600円	1,800円	36,000円	18,000円	910円	10,920円
	400万円	400万円	16万円~400万円	4,800円	2,400円	48,000円	24,000円	1,220円	14,640円
	500万円	500万円	20万円~500万円	6,000円	3,000円	60,000円	30,000円	1,520円	18,240円

*交通事故・災害の場合は2倍になります。

その他のコース	死亡・高度障害		3 後遺障害	傷害		傷害手術共済金		共済掛金分割払	共済掛金一時払
	1 傷害	2 災害		4 入院	5 通院	6 入院の間の手術	7 入院のない手術		
B型 ベーシックプラン	100万円	100万円	4万円~100万円	1,200円	600円	—	—	290円	3,480円
	200万円	200万円	8万円~200万円	2,400円	1,200円	—	—	580円	6,960円
W型 ワイドプラン	100万円	100万円	4万円~100万円	1,200円	600円	12,000円	6,000円	300円	3,600円
	200万円	200万円	8万円~200万円	2,400円	1,200円	24,000円	12,000円	610円	7,320円

あんしん POINT 不慮の事態にしっかり備える 交通傷害・災害保障特約 交通事故・災害による死亡・高度障害に充実の保障

● 死亡、高度障害のお支払い

B型 W型

1 傷害、2 交通事故・災害を重複してお支払いします。

例えば B型 [傷害300万円]

1 傷害 300万円 + 2 交通事故・災害 300万円 = 共済金 600万円

S型 L型

1 傷害、2 交通事故・災害、8 生命を重複してお支払いします。

例えば S型 [傷害300万円]

1 傷害 300万円 + 2 交通事故・災害 300万円 + 8 生命 300万円 = 共済金 900万円

● 後遺障害のお支払い

B型 W型 S型 L型

交通事故・災害の3 後遺障害共済金は表に記載の共済金を2倍した額をお支払いします。

例えば W型 [傷害300万円]

3 傷害による後遺障害 300万円 × 2 = 共済金 600万円

いつ起こるか
わからないから
しっかりと備えたい
ですね



*傷害共済では1 傷害欄に記載されている金額がお申し込みいただけます共済金額です。

*1 傷害100万円、200万円コースはご契約内容によって共済掛金を一時払でお支払いいただけます。

*1 傷害300万円、400万円、500万円、1,000万円コースは共済掛金を分割払により12回でお支払いいただくこともできます。

S型・L型
シンプルプラン ラージプラン

傷害による死亡・入院・通院、病気死亡、がん診断共済金をお支払いします。

	傷害による死亡・高度障害共済金		後遺障害共済金	傷害(入院・通院)共済金		疾病・傷害の死亡・高度障害共済金	がん診断共済金	共済掛金分割払(12回払)	共済掛金一時払
	1 傷害	2 交通事故・災害	3 傷害による後遺障害*	4 入院(1日につき)	5 通院(1日につき)	8 生命	9 がん診断		
S型 シンプルプラン	300万円	300万円	12万円~300万円	3,600円	1,800円	300万円	—	2,300円	27,600円
	400万円	400万円	16万円~400万円	4,800円	2,400円	400万円	—	3,070円	36,840円
	500万円	500万円	20万円~500万円	6,000円	3,000円	500万円	—	3,840円	46,080円
L型 ラージプラン	300万円	300万円	12万円~300万円	3,600円	1,800円	300万円	50万円	2,680円	32,160円
	400万円	400万円	16万円~400万円	4,800円	2,400円	400万円	50万円	3,440円	41,280円
	500万円	500万円	20万円~500万円	6,000円	3,000円	500万円	50万円	4,210円	50,520円

*交通事故・災害の場合は2倍になります。

その他のコース	死亡・高度障害		3 後遺障害	傷害		死亡・高度障害	がん診断共済金	共済掛金分割払	共済掛金一時払
	1 傷害	2 災害		4 入院	5 通院				
S型 シンプルプラン	100万円	100万円	4万円~100万円	1,200円	600円	100万円	—	760円	9,120円
	200万円	200万円	8万円~200万円	2,400円	1,200円	200万円	—	1,530円	18,360円
	1,000万円	1,000万円	40万円~1,000万円	12,000円	4,000円	1,000万円	—	7,240円	86,880円
L型 ラージプラン	100万円	100万円	4万円~100万円	1,200円	600円	100万円	50万円	1,140円	13,680円
	200万円	200万円	8万円~200万円	2,400円	1,200円	200万円	50万円	1,910円	22,920円
	1,000万円	1,000万円	40万円~1,000万円	12,000円	4,000円	1,000万円	50万円	7,610円	91,320円

加入限度

傷害共済それぞれのご契約プランによる新規、継続の加入限度は右表のとおりです。

	年齢	限度
B型・W型	満6歳~満79歳	新規 500万円
	満6歳~満59歳	新規 1,000万円
S型・L型	満60歳~満64歳	新規 100万円
	満65歳~満69歳	継続 1,000万円 継続 100万円

あんしん POINT

業務中はもちろん、日常のケガまで

こんな“もしも”による事故を保障します

● 傷害共済の基本保障



24時間
いつでも、どこでも
安心です!

屋内業務でのケガ

通勤途中のケガ

屋外業務でのケガ

家庭内でのケガ

旅行中のケガ

スポーツ中のケガ



- ①ご加入は全プランの中から1プランのみとなります。
- ②年齢によってはご加入できるプランに制限があります。
- ③告知内容によってはご加入できないこともあります。
- ④ご契約プランや共済金額の変更は現契約を解約し、改めてお申込みください。
- ⑤この共済は自動継続ですが、ご継続前の共済金請求状況や共済金のお支払い状況によって、共済契約お引受けの一部制限またはご継続ができない場合があります。

共済金をお支払いする場合

1 傷害	ケガにより事故日から180日以内に死亡または高度障害となったとき。
2 交通事故・災害	交通事故や災害のケガにより事故日から180日以内に死亡または高度障害となったとき。
3 傷害による後遺障害	傷害または交通事故・災害のケガにより事故日から180日以内に後遺障害状態となったとき。 ※交通事故・災害の場合は2倍になります。
4 入院	傷害によりその直接の結果として入院したとき。
5 通院	傷害によりその直接の結果として平常の業務に従事すること、または平常の生活に支障が生じ通院したとき。
6 入院の間の手術	入院の間に病院または診療所において入院の原因となった傷害の治療を目的とした手術を受けたとき。 4 入院共済金日額×10
7 入院のない手術	入院をすることなく病院または診療所において傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき。 4 入院共済金日額×5
8 生命	死亡または高度障害となったとき。
9 がん診断	初めて医師よりがんと診断されたとき。※がん診断共済金の支払いは共済期間を通じて1回に限りです。 (初年度契約は共済期間の始期から10か月を経過した日の翌日以降に診断されたとき。)

共済掛金の口座振替特約

傷害共済掛金のお支払いは口座振替により払い込みいただけます。
お支払い方法は全額を払い込む一時払と12回に分けて払い込む分割払があります。

口座振替日

傷害共済の共済期間開始月 翌月27日(分割払の場合は2回目以降毎月27日)
27日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

- 共済責任は共済期間の初日から有効となります。
- 口座振替で払い込む場合は、領収書を発行いたしません。

収納代行会社

明治安田収納ビジネスサービス株式会社
預金通帳には「MBS.セイメイキョウサイ」と表示されます。

共済掛金の口座振替スケジュール

■一時払の場合

共済掛金の全額を一括でお支払いいただく方法です。
共済期間開始月の翌月の27日に共済掛金を口座振替によりお支払いいただけます。
払込期日に口座振替が不能となった場合、翌月に再度口座振替をさせていただきますが、2回続けて口座振替が不能となりますと口座振替によるお支払いはできませんので、再振替月の翌月末日までに現金で共済掛金をお支払いください。お支払いいただけない場合には契約解除となります。

【共済期間の初日が4/1の場合】



■分割払の場合

共済掛金を12回に分けてお支払いいただく方法です。
共済期間開始月の翌月27日に共済掛金を口座振替によりお支払いいただけます。なお、2回目以降は毎月27日に口座振替となります。
払込期日に口座振替不能となった場合、翌月に不能月分と合算し2か月分を再度口座振替をさせていただきますが、2回続けて口座振替が不能となりますと口座振替によるお支払いはできませんので、再振替月の翌月末日までに現金で共済掛金をお支払いください。お支払いいただけない場合には契約解除となります。

【共済期間の初日が4/1の場合】



お支払いできない症状の主なもの

低温やけど



このような場合は対象となりません。

けんしやうえん 腱鞘炎



靴ずれ



継続契約について

- 共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、共済契約者または当組合のいずれか一方により別段の意思表示がない場合には、原則として、共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動的に継続します。
- 共済金請求状況や年齢などによって、共済期間満了後、ご契約を継続できないことや特定の保障項目の共済金額を減額させていただくことがあります。
- 当組合が普通共済約款、特約条項、共済掛金等を改定した場合、改定日以降に共済期間の初日(始期日)とする継続契約には、その始期日における普通共済約款、特約条項、共済掛金等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が継続前のご契約と異なることがあります。
- 共済契約者が共済契約を継続しない旨を当組合へ通知した場合、当組合が共済契約を継続しない旨を共済契約者へ通知した場合、被共済者の年齢が引受対象年齢の範囲外となる場合などは、共済契約は継続されません。

よくあるお問い合わせ



Q 口座振替日はいつですか？ また、通帳にはどのように印字されますか？

A 口座振替日は共済期間開始月の翌月27日です。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。預金通帳には『MBS.セイメイキョウサイ』と印字されます。

Q 口座振替が不能になった場合、契約はどうなりますか？

A 口座振替が不能になると、翌月に2回目の口座振替をします。2回続けて不能となると2回目の振替日の翌月末日までに現金でお支払いいただけます。現金でお支払いいただけない場合は、ご契約は解除となります。

Q 1事故の治療の途中で共済金を請求したいのですが、ケガが完治してなくても可能ですか？

A 共済金をご請求いただけます。ただし、その後ご請求いただく場合にも改めて共済金請求書などの書類のご提出が必要です。

Q 一時払い契約を共済期間の途中で解約(脱退)した場合、満期までの共済掛金はどうなりますか？

A 解約日(脱退日)以降の未経過掛金は当組合から直接ご契約者様へ返金します。

Q 現在契約しているプランや共済金額を変更する場合の手続き方法を教えてください。

A 現在のご契約を解約し、改めてお申込み手続きが必要です。お手続きについては、取扱代理所へお問い合わせください。

用語の解説

- 約款**……………基本となる保障内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
- 共済契約者**……………当組合に共済契約の申し込みをする方をいいます。契約が成立すれば、共済掛金の支払義務を負うこととなります。
- 被共済者**……………共済の対象となる方をいいます。
- 他の共済契約等**……………この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。

- 共済金**……………普通共済約款およびセットされた特約により保障される傷害等が生じた場合に、組合がお支払いする金銭をいいます。
- 共済金額・共済日額**……………共済契約により共済金をお支払いする事由が生じた場合に、当組合がお支払いする共済金の額または限度額をいいます。その金額は、共済契約者と当組合との契約によって定められます。
- 共済掛金**……………共済契約者が共済契約に基づいて組合に払い込むべき金銭をいいます。

万一事故が発生した場合は

万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。正当な理由がなく通知が遅延したり、事実を告げなかった場合や事実と異なることを告げた場合には、共済金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

共済期間

共済契約申込日の翌月1日午前0時から1年とします。ただし、共済契約申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

共済金請求のお手続きについて

- 事故のご連絡をいただいた場合は、取扱代理所または当組合より、共済金請求に関してご提出いただく書類*をご案内いたします。
- ※当組合所定の請求書、当組合所定の様式による医師の診療証明書、その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類
- 当組合は、身体障害の内容等に応じて、共済金を受け取る方に対して、上記書類以外の証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。

共済金受取人

- この共済契約における共済金受取人は、共済契約者とします。
- 死亡共済金受取人
死亡共済金は、共済契約者（共済契約者と被共済者が同一の場合は、被共済者の法定相続人）にお支払いします。

共済金のお支払いについて

- 被共済者が共済期間中に日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して共済金をお支払いします。
- 傷害手術共済金
共済期間中の傷害（ケガ等により）、病院または診療所において手術を受けた場合に1事故につき1回の手術に限り共済金をお支払いします。なお、1事故に基づく傷害（ケガ等）に対して入院および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の手術共済金をお支払いします。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の悲観的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術については傷害手術共済金をお支払いできません。
- 被共済者の傷害に対し事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師による治療を開始していなかったとき共済金をお支払いできません。
- 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては共済金をお支払いできません。
- 被共済者が傷害入院共済金または傷害通院共済金の支払いを受けられる期間中にさらに傷害入院共済金または傷害通院共済金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとき共済金をお支払いできません。
- いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の入院および通院に対しては傷害入院共済金および傷害通院共済金をお支払いできません。

共済金をお支払いしない主な場合

- 生命死亡共済金、生命高度障害共済金
 - 初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為
 - 故意または重大な過失 ○闘争行為または犯罪行為 ○刑の執行
 - 戦争、外国の武力行為または暴動等 など
- 傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、傷害後遺障害共済金、傷害入院共済金、傷害手術共済金、傷害通院共済金
 - 故意または重大な過失 ○闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - 脳疾患、疾病または心神喪失 ○妊娠、出産、または流産

当組合への苦情またはご相談、ご要望等は下記までご連絡ください。

新潟県火災共済協同組合 お客様相談窓口

0120-025-744(通話料無料)

【受付時間】平日 午前 9:00～午後 5:00
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合との間で問題を解決できない場合は下記でも苦情およびご相談を受け付けております。

全日本火災共済協同組合連合会(日火連) 中小企業共済相談受付センター

0120-511077(通話料無料)

【受付時間】平日 午前 9:00～午後 5:00
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合および日火連が連携を図りながら対応いたしますが、解決できない場合には下記へご相談いただくこともできます。

一般社団法人日本共済協会共済相談所

TEL 03-5368-5757

【受付時間】平日 午前 9:00～午後 5:00
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

詳細については、取扱代理所または当組合にお問合せください。

新潟県火災共済協同組合

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502

【受付時間】平日 午前 8:30～午後 5:15(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理所

- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- 頸部症候群、腰痛等で医学的所見のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など

共済契約の失効

- 払込期日までに共済掛金の払い込みがないときは、共済契約は失効となります。
- 傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、生命死亡共済金、生命高度障害共済金の支払いによって共済契約が失効する場合、共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。

重大事由による解除

当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ①共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②共済契約者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③共済契約者、被共済者または共済金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る共済金額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 告知義務
共済契約者、被共済者には、告知事項^(注)について、事実を正確に回答いただく義務(告知義務)があります。
(注)危険に関する重要な事項として組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
- クーリングオフ
共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。
- 被共済者が下記の職業に従事されている場合は傷害共済にご加入いただくことができません。また、共済期間の途中で被共済者が下記の職業に就かれた場合は遅滞なく取扱代理所または当組合にご通知ください。その場合はご契約を解除させていただきます。なお、その解除が身体障害を被った後になされた場合であっても被共済者が下記の職業に就いた時から解除がなされた時まで生じた身体障害に対しては共済金をお支払いできません。
(共済に加入することができない職業)
(1)オートテスター(テストライダー)、(2)オートバイ競争選手、(3)自動車競走選手、(4)自転車競走選手、(5)モーターボート競走選手(水上オートバイを含む)、(6)猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、(7)プロボクサー、(8)プロレスラー、(9)ローラーゲーム選手(レフリー含む)、(10)力士、(11)(1)から(10)までに掲げる者と同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業に従事している者
- ご加入のプランにより共済掛金の払込方法を一時払のご契約でお願いいたします。
- 同一被共済者が複数のプランに重複してご加入いただくことはできません。ご契約は1プランに限ります。
- このパンフレットは「傷害共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、『約款』『重要事項説明書』をお読みください。